



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号  
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計  
代 表 取 締 役 専 務 小 池 学  
(コード番号:3228 東証・名証 第一部)  
問 合 せ 先 : 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 吉 川 和 男  
電 話 番 号 : 0 3 - 5 3 3 5 - 7 2 3 3 (代 表)

## 過年度有価証券報告書等、及び過年度決算短信の一部訂正に関するお知らせ

当社が過年度に公表いたしました有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、有価証券届出書、決算短信において訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記に記載の訂正報告書等及び訂正決算短信につきましては、平成 26 年 5 月 21 日までに訂正報告書等を関東財務局に提出し、あわせて訂正決算短信につきましては開示を行うこととしております。

### 記

#### 1. 提出する訂正報告書等

有価証券報告書	第 14 期	(自 平成 18 年 9 月 1 日 至 平成 19 年 8 月 31 日)
	第 15 期	(自 平成 19 年 9 月 1 日 至 平成 20 年 8 月 31 日)
	第 16 期	(自 平成 20 年 9 月 1 日 至 平成 21 年 8 月 31 日)
	第 17 期	(自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日)
	第 18 期	(自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成 23 年 8 月 31 日)
	第 19 期	(自 平成 23 年 9 月 1 日 至 平成 24 年 8 月 31 日)
	第 20 期	(自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 25 年 8 月 31 日)
半期報告書	第 14 期中間	(自 平成 18 年 9 月 1 日 至 平成 19 年 2 月 28 日)
	第 15 期中間	(自 平成 19 年 9 月 1 日 至 平成 20 年 2 月 29 日)
四半期報告書	第 16 期第 2 四半期	(自 平成 20 年 12 月 1 日 至 平成 21 年 2 月 28 日)
	第 17 期第 2 四半期	(自 平成 21 年 12 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日)
	第 18 期第 2 四半期	(自 平成 22 年 12 月 1 日 至 平成 23 年 2 月 28 日)
	第 19 期第 2 四半期	(自 平成 23 年 12 月 1 日 至 平成 24 年 2 月 29 日)
	第 20 期第 2 四半期	(自 平成 24 年 12 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日)

有価証券届出書 平成 24 年 7 月 13 日付有価証券届出書  
(一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し)  
平成 24 年 7 月 13 日付有価証券届出書 (その他の者に対する割当)

## 2. 開示する訂正決算短信

決算短信	第 14 期	(自 平成 18 年 9 月 1 日 至 平成 19 年 8 月 31 日)
	第 15 期	(自 平成 19 年 9 月 1 日 至 平成 20 年 8 月 31 日)
	第 16 期	(自 平成 20 年 9 月 1 日 至 平成 21 年 8 月 31 日)
	第 17 期	(自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 31 日)
	第 20 期	(自 平成 24 年 9 月 1 日 至 平成 25 年 8 月 31 日)

## 3. 訂正の経緯及び理由

平成 25 年 5 月 25 日付「本日の一部報道について」において公表いたしましたとおり、当社及び当社代表取締役社長 小池信三 (以下「小池氏」といいます。) に対し、証券取引等監視委員会により金融商品取引法第 158 条の偽計を犯則嫌疑事実とする強制調査が行われました。当該調査の過程において、証券取引等監視委員会から当社に株式の名義人と実質的な株式所有者の齟齬 (いわゆる名義株の問題、以下「名義株問題」といいます。) が存在する可能性がある旨の指摘を受け、当社は外部弁護士と協力の上、関係者からの事情聴取を中心に事実関係の調査を行ってまいりました (平成 25 年 11 月 19 日付「社内調査に関するお知らせ」をご参照ください)。

この度、平成 26 年 5 月 14 日に社内調査が完了し、当社が協力を受けた外部弁護士より、調査報告書 (以下「本報告書」といいます。) を受領したことを踏まえて、これまでに当社が提出した有価証券報告書、半期報告書及び第 2 四半期報告書において実質的な株式の所有関係を反映した上で、所要の過年度遡及修正を行う必要があると判断いたしました。これに伴い、訂正有価証券報告書等の提出及び決算短信の訂正を行うことと致しました (本報告書の概要につきましては、平成 26 年 5 月 14 日付「社内調査の結果と当社の対応について」をご参照ください)。

株主の皆様及び取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げますとともに、今後全社をあげて再発防止へ向けた社内体制の再構築及び信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 4. 訂正の内容

平成 18 年 9 月に株式会社名古屋証券取引所のセントレックス市場に当社株式が上場して以降、当社が提出した第 14 期 (平成 19 年 8 月期) 乃至第 20 期 (平成 25 年 8 月期) に係る有価証券報告書、半期報告書及び第 2 四半期報告書における【提出会社の状況】

のうち、【株主等の状況】の【所有者別状況】の欄及び【大株主の状況】の欄、ならびに【役員の状況】の小池氏の所有株式数について、名義株問題において当該株式に係る実際の所有者は小池氏であったと確定した当社株式を小池氏名義の所有株式数に加算することに伴う所要の訂正を行います（なお、当社は平成25年11月27日付第20期有価証券報告書及び平成26年4月14日付第21期第2四半期報告書において、各報告書の提出時点で名義株問題において当該株式に係る実際の所有者が小池氏であったと確定した当社株式を小池氏名義の所有株式数に加算した上で公表しております。）。

また、かかる所有株式数の訂正に伴い、【経理の状況】のうち、【財務諸表等】の（1）【財務諸表】の欄における注記事項【関連当事者との取引】及び【関連当事者情報】の小池氏の「議決権等の所有（被所有）割合」についても、所要の訂正を行います。

さらに、当社が提出した第14期（平成19年8月期）乃至第17期（平成22年8月期）に係る決算短信（通期）における「財務諸表」の（関連当事者との取引）に記載された小池氏の「議決権等の所有（被所有）割合」についても同様の訂正を行い、第20期（平成25年8月期）の決算短信（通期）の「1 経営成績・財務状態に関する分析（4）事業等のリスク ④当社グループの組織体制について c. 当社グループの体制について」に記載された平成25年8月末日時点における当社の発行済株式総数に対する小池氏の所有株式数の割合についても所要の訂正を行います。

なお、当社は、かかる所有株式数の訂正に伴い、これまでに当社が適時開示した「支配株主等に関する事項」につきましても実質的な株式の所有関係を反映させた上で、所要の過年度遡及修正を行う必要があると判断しております。当該訂正の内容につきましては、『(訂正)「支配株主等に関する事項について」の一部訂正について』において公表を予定しております。

以上